



特集 1 あなたが住む街の電子自治体への取組 その1

1 目的と概略

1.1 電子自治体化に向けた動きと現状

2001年にe-japan戦略が政府IT戦略本部によって策定されて以来、日本の電子政府・電子自治体は大きく発展して参りました。高速インターネット、いわゆるブロードバンドネットワークは全国に展開され、我が国の情報通信基盤は速度面、コスト面等においても世界最高水準となっており、また、国の申請・届出等手続はほとんどがオンライン化されるなど、利用環境の整備という点では大きな成果を挙げてきました。

このようなブロードバンドネットワークの全国展開が進んでいく最中、2009年12月30日に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」の中で、「IT立国・日本」として、「情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化」という目標が掲げられました。その中では、「国民生活の利便性の向上」や「行政の効率化を図るため、各種の行政手続きの電子化・ワンストップ化を進める」と掲示されました。また、2010年5月11日にはIT戦略本部にて策定された「新たな情報通信技術戦略」の中で、重点戦略の3本柱の一つとして「国民本位の電子行政の実現」が掲げられました。それを実現するための重点施策の一つとして「全国共通の電子行政サービスの実現」が掲示されています。同施策の中ではさらに、「地方自治体相互間における標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等を推進する」とあります。これらに加え、住民サービスの向上や行政事務の効率化を目標とした「電子自治体推進計画」が策定され、それらに基づく情報システムの構築が各自治体で進められています。つまりこれからは、整備されたネットワークインフラを利用して、より豊かで、より安心・安全な社会をいかにして構築していくかが問われています。

しかし、実際にこのような電子自治体化計画が進められても、十分なBPRを行わず、従来の紙文書を中心とした行政事務の手順に基づいたシステムや、住民の利便性に対する配慮が不十分な使い勝手の悪いシステムが構築されるなど、目標とすべき「電子自治体」化が順調に推進されているとは言い難い状況です。

1.2 地域情報プラットフォームの概要と意義

そこで財団法人全国地域情報化推進協会では、この整備されたネットワークインフラの利活用や地方公共団体における行財政改革（IT経費の削減、業務の効率化）、住民サービスの向上を実現する事を念頭に、公共サービス連携基盤である「地域情報プラットフォーム標準仕様」を発表し、その普及促進と強化に努めてまいりました。この「地域情報プラットフォーム標準仕様」では、データ項目や形式といった各業務システム間や団体間の連携にあたって必要な標準的なインターフェース仕様を規定しているほか、同標準仕様を導入する際に必要となる業務フロー解析手法やデータフロー解析手法をまとめ、旧来の自治体を「電子自治体」へと導くためのガイドラインを用意しています（「図1地域情報プラットフォーム標準仕様策定概念図」参照）。今日では、このガイドラインに基づき、業務のあり方やデータの流れを根本から見直した上で本標準仕様に準拠したシステムを利用するなど、既に実務の中で有効に活用している自治体も現れています。

1.3 新たに生まれた自治体クラウド化への動き

一方、自治体の電子化が進められていく中で、電子化と併せて行財政改革への取組に迫られている自治体では「自治体クラウド」への関心が高まっています。「自治体クラウド」は、クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に用いることで、情報システム整備運用の効率化、住民サービスの向上などを目指し、国や地方自治体において様々な導入への取組が進められています。総務省においては2010年5月に「スマート・クラウド戦略」を取りまとめ、クラウドサービスの普及促進活動が進められています。

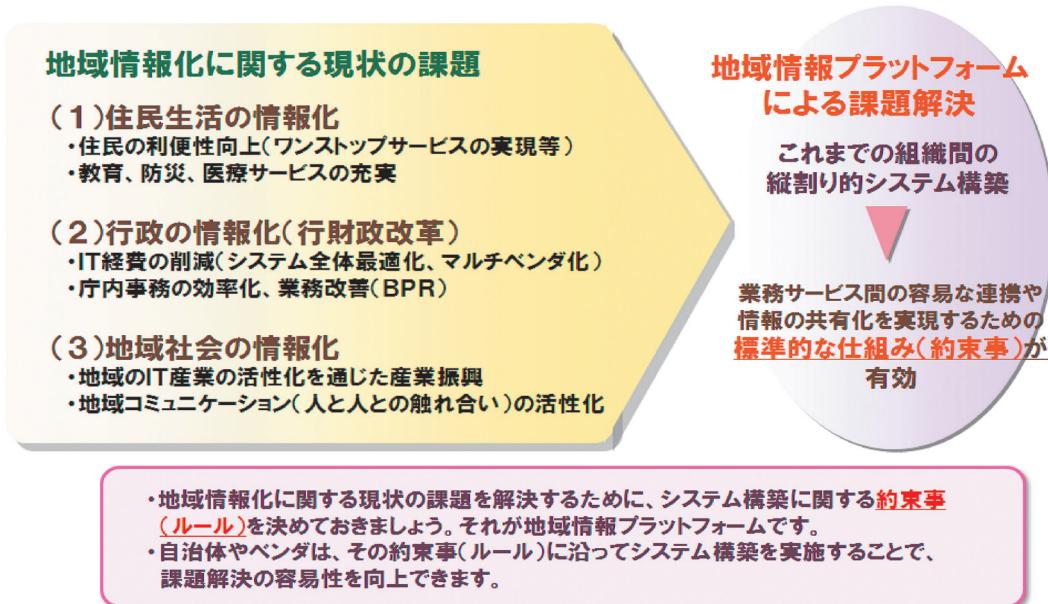


図1 地域情報プラットフォーム標準仕様策定概念図

1.4 自治体クラウドとは？

では、具体的に「自治体クラウド」とはどのようなものでしょうか。クラウド(クラウドコンピューティング)とは、基本的には新しい技術ではありません。ネットワークを介し、サーバの管理等を意識することなく、サーバ上に構築された機能(アプリケーション等)のみを利用する、というコンセプトで構築された情報システム群を言います。利用形態には大きく分けて2つあり、外部(物理的に外部や、外部機関を指します)で管理しているサービスをインターネットを介して利用するものを「パブリック・クラウド」、利用者組織(自治体や企業)が利用者自ら管理しているサービスを専用線を介して利用するものを「プライベート・クラウド」と呼びます。これらの技術を用い、自治体が利用する業務システムを用意したものを「自治体クラウド」と呼びます。

自治体クラウドの仕組み(イメージ図)



図2 自治体クラウドの仕組み(イメージ図)



特集1

あなたが住む街の電子自治体への取組 その1

1.5 クラウドサービスのメリット

クラウドサービスを活用することのメリットとしては、システムの管理・運用を自治体職員からクラウドサービス事業者へ移管が可能であること、複数主体(自治体等)での共同利用により導入時及び運用時費用の分担が可能であること等々、導入及び運用におけるコスト削減効果が期待されています。また、クラウドサービスの活用はコスト負担軽減の他にも、地域活性化等において大きな効果を生む事が期待されています。そのほか、遠隔地の堅固なデータセンタに重要なデータを分散して保管することは、災害時においてはこれらデータのバックアップ機能を実現することになるため、自治体は緊急時において公的サービス等の迅速な復旧が可能となります。

1.6 クラウドサービスと地域情報プラットフォーム標準仕様の関わり

地域情報プラットフォーム標準仕様は、自治体内部、および自治体と外部団体間の各業務サービス連携に必要な技術・業務面における論理的な約束事ですので、自治体クラウドのような業務サービス利用形態においても等しく活用できます。

自治体クラウドといえば、ASP/SaaSの技術、グリッドコンピューティング、仮想化技術など様々なキーワードが出されるわけですが、結局のところは自治体の各業務サービスが動いています。それらの業務サービス間のデータ連携が必要となる点は、各自治体内部にて業務システムを運用する場合と基本的に変わりがありませんので、地域情報プラットフォームの活用ができるわけです。また、外部団体同士(自治体間、自治体と国の間、自治体と民間機関の間等)の業務サービス連携については、各自治体クラウドと外部団体との間の連携という形態になり、地域情報プラットフォームのような全国一律の標準仕様を、各自治体クラウドを含めた外部団体間に活用することが必要となります。

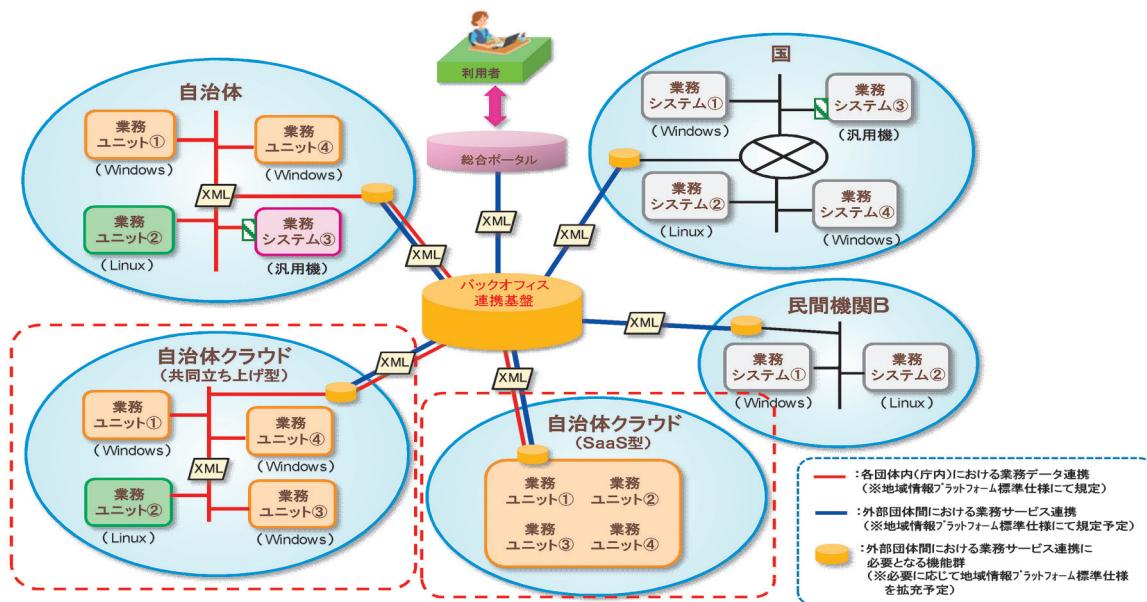


図3 地域情報プラットフォームと自治体クラウド

たとえば、地域情報プラットフォームに対応した自治体クラウドであれば、一自治体において、複数の異なる自治体クラウドから、当該自治体に最も適した業務サービス(業務ユニット)をそれぞれ選択して、庁内業務データ連携を実現することも可能になります。併せて、外部団体との連携も容易に対応できるというメリットがあります。

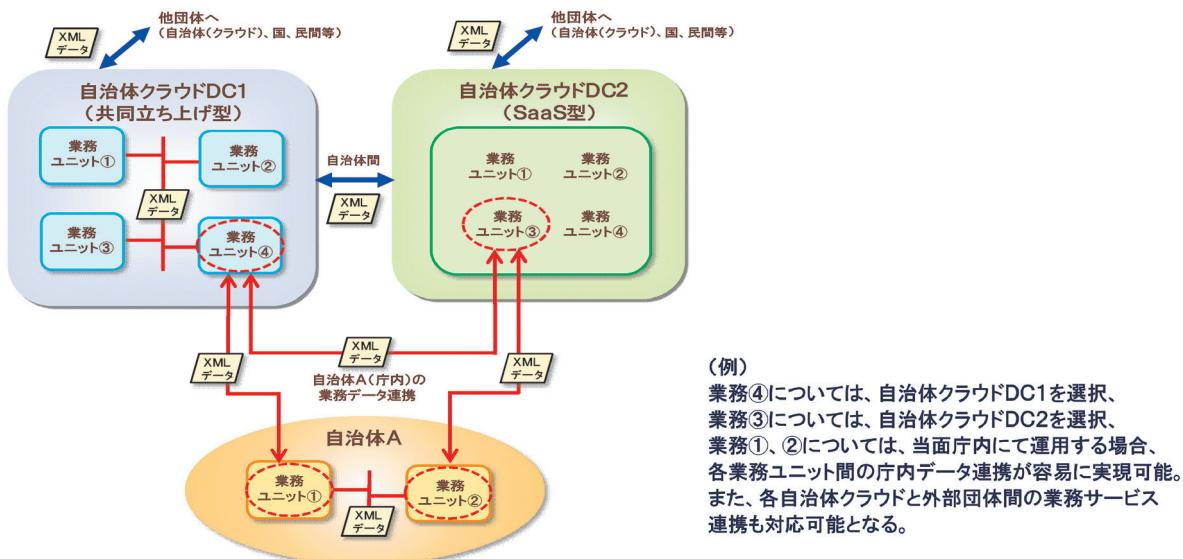


図4 地域情報プラットフォームへ対応した 自治体クラウドのメリット(例)

本章では、人口10万人以下の自治体の中でも地域プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムを構築することでサービスの質を高めている事例(「自治体窓口ワンストップサービス」)や、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムを共同利用している事例(「自治体クラウド」)、また10万人上の自治体における「GISサービス」に関する事例についてご紹介いたします。